

## アジア・言論研究会 会則

- 第一条 本会は「アジア・言論研究会」と称す。
- 第二条 本会は、言論に関する研究・教育の人たちと連携を図り、研究発表だけでなく、意見交換、情報交換の場を提供するとともに言論の研究・教育の発展に寄与することを目的とする。言論研究には新聞学、言語学、教育学、社会学、法学など、言語表現に関わる研究分野を広く含む。
- 第三条 言論の研究・教育に関心のある人ならば会員となれる。
- 第四条 本会の目的を達成するために、次の活動を行う。
1. ウェブ上での研究発表会（もしくは研究報告会）の開催
  2. 年一回の研究誌（ウェブジャーナル）『言論の研究と教育』発行
  3. その他、講演会、親睦会など本会の目的を達成するために必要な事業。
  4. ホームページによる情報発信
- 第五条 本会は下記の役員をおく。
1. 会長 一名
  2. 副会長 二名
  3. 理事 若干名
  4. 会計監査 一名
- 第六条 会長、副会長は理事会の推薦に基づき、総会の承認を得て決定する。
- 第七条 理事は下記により定める。
1. アジア・言論研究会会員
  2. 会長の委託
- 第八条 会計監査は、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得て決定する。
- 第九条 役員は任期 2 カ年とする。ただし、重任を妨げない。
- 第十条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第十一条 本会は会費 500 円（学生会員は無料）とする。会費を 1 年間未納の場合、会員の資格を失う。
- 第十二条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 付記 本会は 2017 年 6 月設立とし、会則は同年 6 月 25 日から実施する。
- 会長 浅野健一  
副会長 松井洋子  
事務局長 早野慎吾  
会計 宮田好恵  
会計監査 未定

2017 年 6 月 25 日実施

2017 年 10 月 31 日一部改訂

連絡先 190-0012 東京都立川市曙町3-4-20  
立川日本語・日本語教育研究所内 アジア・言論研究会事務局

会費振込先 ゆうちょ銀行 記号 10170 口座番号 97950911  
ハヤノシンゴ（言論研事務局）